

令和6年 第3回

児玉郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和6年9月30日

児玉郡市広域市町村圏組合議会

## 令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
~~~~~	
第1日(9月30日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○議会事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事説明者の出席報告	5
○管理者提出議案の報告	5
○管理者提出議案の上程	6
○管理者提出議案に対する提案理由の説明	6
○管理者提出議案に対する議案内容の説明	7
○監査委員の報告	12
○第14号議案に対する質疑	13
○第15号議案に対する質疑	13
○第16号議案に対する質疑	14
○休憩の宣告	17
○開議の宣告	17
○第14号議案ないし第16号議案の常任委員会付託省略	18
○第14号議案に対する討論・採決	18
○第15号議案に対する討論・採決	18
○第16号議案に対する討論・採決	19
○管理者挨拶	19
○閉会の宣告	19
署名議員	21

參考資料

○議案處理狀況.....	2 3
○議案審議結果一覽表.....	2 3

第 1 日      9 月 3 0 日（月曜日）      本 会 議

○ 招 集 告 示

児玉郡市広域市町村圏組合告示第14号

令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月20日

児玉郡市広域市町村圏組合

管理者 吉 田 信 解

- 1 期 日 令和6年9月30日
- 2 場 所 児玉郡市広域市町村圏組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	清	水	静	子	君	2番	櫻	沢	克	幸	君	
3番	福	島	康	弘	君	4番	富	田	雅	寿	君	
5番	戸	矢	隆	光	君	6番	粳	田	平	一	郎	君
7番	高	橋	和	美	君	8番	田	端	恵	美	子	君
9番	林		富	司	君	10番	柴	崎	愛	子	君	
11番	黛		浩	之	君	12番	早	野		清	君	

不応招議員（なし）

## 令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会議事日程（第1日）

令和6年9月30日（月曜日）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 日程の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 議事説明者の出席報告
- 7 管理者提出議案の報告
- 8 管理者提出議案の上程
- 9 管理者提出議案に対する提案理由の説明
- 10 管理者提出議案に対する議案内容の説明
- 11 議案に対する質疑、討論、採決  
第14号議案ないし第16号議案
- 12 管理者挨拶
- 13 閉 会

○出席議員（12名）

1番	清	水	静	子	君	2番	櫻	沢	克	幸	君	
3番	福	島	康	弘	君	4番	富	田	雅	寿	君	
5番	戸	矢	隆	光	君	6番	粳	田	平	一	郎	君
7番	高	橋	和	美	君	8番	田	端	恵	美	子	君
9番	林		富	司	君	10番	柴	崎	愛	子	君	
11番	黛		浩	之	君	12番	早	野		清	君	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管理者	吉	田	信	解	君	副管理者	原	田	信	次	君
副管理者	櫻	澤		晃	君	副管理者	山	下	博	一	君
事務局長	飯	塚	正	英	君	消防長	野	沢		充	君
総務課長	櫻	井	英	樹	君	小山川 クリーン センター長	前	川	英	寿	君
施設課長	井	出	康	之	君	消防本部 次長	久	保	賢	一	君
消防本部 総務課長	林	下	正	司	君	監査委員	山	下	政	信	君

○議会事務局職員出席者

議会事務局 局長	井	出	康	之	君	書記	大	山	香	織	君
-------------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---



9月30日午後 3時05分開会

○開会及び開議の宣告

議長（**粂田平一郎君**） ただいまから令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（**粂田平一郎君**） この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（**粂田平一郎君**） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

3番 福島康弘 議員

9番 林 富司 議員

以上2名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（**粂田平一郎君**） これより会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**粂田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議事説明者の出席報告

議長（**粂田平一郎君**） 次に、本定例会の議事説明者として、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者ほか関係役職員の出席を求めました。

○管理者提出議案の報告

議長（**粂田平一郎君**） これより本会議に付議いたします事件を報告いたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（井出康之君） それでは、朗読いたします。

令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会付議事件

第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

第15号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

第16号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について

以上です。

議長（粂田平一郎君） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者提出議案の上程

議長（粂田平一郎君） これより管理者から提出された第14号議案ないし第16号議案、以上3件を一括議題といたします。

○管理者提出議案に対する提案理由の説明

議長（粂田平一郎君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

管理者（吉田信解君） 議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、組合行政の諸案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展のため、誠に感謝に堪えない次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げました議案は、条例の一部改正が1件、令和6年度一般会計補正予算が1件、令和5年度一般会計決算認定が1件の合計3件でございます。

まず、第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

続きまして、第15号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,473万7,000円とするとともに、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第16号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、監査委員会のご審査をいただきましたので、関係書類を添えまして決算認定をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては事務局長から説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（**穂田平一郎君**） 以上で提案理由の説明を終わります。

○管理者提出議案に対する議案内容の説明

議長（**穂田平一郎君**） 次に、議案内容の説明を求めます。

飯塚事務局長。

事務局長（**飯塚正英君**） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会にご提案申し上げました議案内容につきましてご説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます条例案概要書を御覧いただきたいと存じます。

第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正等に伴う条例の改正でございます。

内容でございますが、減免することができる手数料の見直しとして、別表第3の手数料を減免することができるようにします。品名の追加に伴う規定の整備として、政令の一部改正により、特定家庭用機器に有機エレクトロルミネセンス式テレビジョン受信機が加わることに伴い、品名及び規格の欄を削除します。その他といたしまして、文言の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、第15号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）でございます。お手元に配付してございます別冊の補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,473万7,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正ですが、表の事項欄にございます各事項に対しまして、それぞれ期間を令和7年度とし、限度額をそれぞれの額とする債務負担行為を設定するものでございます。

具体的な内容ですが、1行目及び2行目は、人事給与システムのハードウェア賃貸借料及び保守委託料並びに人事給与システム使用料でございます。人事給与システムの令和7年11月更新に際し、契約事務を進めるに当たりまして、限度額をそれぞれ25万1,000円、173万8,000円とするものでございます。

次に、中堅職員研修業務委託と係長級研修（基本コース）業務委託につきましては、それぞれの受託業者から来年度以後は受託できない旨の申出があったことから、契約事務を進めるに当たりま

して、限度額をそれぞれ45万9,000円とするものでございます。

次に、小山川クリーンセンターボイラー給水ポンプ等更新工事につきましては、小山川クリーンセンターのボイラー及び蒸気タービン等を安定的に稼働させるために、施設稼働から24年が経過し、老朽化が進行しているポンプ類の更新を実施するものでございます。これらのポンプ類につきましては、高圧ボイラー等で使用することから特殊性を有し、また受注生産品であるため、発注から施工まで長期間を要しますことから、契約事務を進めるに当たりまして、限度額を2億4,200万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容ですけれども、補正予算に関する説明書により歳出からご説明いたします。8ページをお願いいたします。今回は、3点の補正をお願いするものでございます。まず、1点目は職員人件費です。8ページの議会給与費から9ページの常備消防給与費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費を補正するものです。これは、4月1日の人事異動による職員の配置や市町村共済組合負担金率の変更に合わせて、給与や共済費等を計算し直した額に補正をさせていただくものでございます。それぞれの説明につきましては省略させていただきます。

2点目になります。8ページの最下段をお願いいたします。款3衛生費、項1保健衛生費ですが、一番右の説明欄、余熱利用施設運営費147万6,000円は、余熱利用施設外壁調査業務を実施するに当たり、外壁タイルの劣化箇所を正確に把握するため、当初予定していた赤外線調査から精度の高い打診調査に変更することにより、高所作業車や仮設足場等の費用分を新たに追加するものでございます。

3点目になります。9ページの最下段をお願いいたします。款4消防費、項1消防費ですが、一番右の説明欄、常備消防事務費360万6,000円は、令和7年度採用職員の被服につきまして、職員の採用計画に変更が生じたため、新たに5人分計上するものでございます。

以上で歳出補正の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入補正についてご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金1,009万4,000円の増額は、歳出事業費の補正に伴い、追加するものでございます。

以上で第15号議案の説明を終わります。

次に、第16号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

お手元に配付してございます別冊の決算書1ページをお開きください。こちらは、歳入の総括表になります。一番下の歳入合計欄を御覧ください。予算現額43億9,600万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに44億1,631万4,883円となり、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円でございます。

2ページをお願いいたします。こちらは、歳出の総括表になります。一番下の歳出合計欄を御覧

ください。予算現額43億9,600万5,000円に対しまして、支出済額42億318万965円、翌年度繰越額は3,156万8,000円、不用額は1億6,125万6,035円でございます。

次に、実質収支に関する調書をご説明いたします。19ページをお願いいたします。歳入総額、歳出総額は、ただいま説明しましたとおりでございます。区分3の歳入歳出差引額は2億1,313万3,000円となり、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)繰越明許費繰越額は3,156万8,000円でございますので、区分5の実質収支額は1億8,156万5,000円となっております。

次に、歳入歳出の決算内容について、事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをお願いいたします。まず、主な歳入の決算内容についてご説明いたします。款1分担金及び負担金でございます。これは、組合の各事業に対する構成市町の負担金でございます。予算現額、調定額、収入済額ともに35億1,413万4,000円で、歳入に占める構成割合は79.6%となっております。

次に、款2使用料及び手数料のうち項1使用料、目2衛生使用料、節1斎場使用料の収入済額は4,243万1,000円でございます。令和5年度の火葬体数は2,126体で、前年度に比べ105体の減となりました。

4ページをお願いいたします。項2手数料、目1衛生手数料、節1利根グリーンセンター手数料は101万5,936円でございます。し尿等の搬入量は約3万6,332トンで、前年度に比べ約635トン減少し、率にして約1.72%減少しました。

節2小山川クリーンセンター手数料は2億2,340万4,720円でございます。内訳でございますが、事業系ごみの有料搬入量は約1万482トンで、手数料は2億964万600円、家庭系ごみの有料搬入量は約3,437トンで、手数料は1,374万9,320円、特定家庭用機器の運搬手数料は1万4,800円でございます。

次に、目2消防手数料につきましては、危険物施設の許認可等の手数料として104件、169万2,000円でございます。

次に、款5財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、備考欄の自動販売機設置に係る組合有財産賃貸借料471万3,500円は、組合事務所、小山川クリーンセンタープラットフォーム、各消防庁舎に設置している清涼飲料水の自動販売機設置場所に係る賃貸借料でございます。

次に、目2利子及び配当金、備考欄、5ページになりますけれども、財政調整基金利子3,621円は、財政調整基金の利子でございます。

次に、項2財産売払収入、目1物品売払収入、備考欄の物品売払収入5,385万4,159円は、小山川クリーンセンターの鉄やアルミなどの有価物売払収入等でございます。

次に、款6繰入金、項1基金繰入金、備考欄の財政調整基金繰入金5,433万6,000円は、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金1億1,088万4,494円は、前年度繰越金でございます。

次に、款8諸収入でございます。項1預金利子、目1預金利子4,676円は、普通預金の利子ござ

います。

次に、項2雑入、目1雑入、収入済額1億4,861万417円でございますが、主なものといたしまして、備考欄にございますように、生命保険団体取扱手数料53万2,124円、余剰電力売電料金1億3,860万5,130円、高速自動車道救急業務支弁金320万4,270円でございます。

次に、款9組合債、項1組合債、目1衛生債、備考欄の一般廃棄物処理事業債1億7,190万円は、小山川クリーンセンターの蒸気タービン車室整備工事に1億770万円、小山川クリーンセンターN o. 2主灰搬送コンベヤ更新工事に6,420万円でございます。また、備考欄の(明許)一般廃棄物処理事業債1,930万円は、小山川クリーンセンターのクレーンP L C取替修繕に係るもので、繰越明許したものでございます。

次に、目2消防債、6ページになりますけれども、備考欄の消防防災施設整備事業債6,940万円は、神泉分署の高規格救急自動車整備事業に2,710万円、児玉分署の消防ポンプ自動車整備事業に4,230万円でございます。

以上が主な歳入の決算内容でございます。

続きまして、主な歳出の決算内容について説明させていただきます。7ページをお願いいたします。まず、款1議会費でございますが、予算現額759万7,000円に対しまして、支出済額746万7,321円、不用額は12万9,679円でございます。主な支出内容は、議員報酬や議会事務局職員人件費などがございます。

次に、款2総務費でございます。予算現額2億9,909万1,000円に対しまして、支出済額2億6,248万7,035円、翌年度繰越額として繰越明許費3,156万8,000円、不用額503万5,965円でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、支出済額1億8,373万2,958円につきましては、正副管理者の報酬、事務局職員の人件費、庁舎維持管理費などがございます。不用額240万42円につきましては、給料などの人件費、需用費等がございます。

8ページをお願いします。目2財政管理費、節24積立金の支出済額5,544万6,621円は、財政調整基金への積立金でございます。財政調整基金の令和5年度末残高につきましては2億6,468万1,534円でございます。

次に、目3財産管理費、支出済額760万7,929円は、神川町の新宿ふれあい公園維持管理費と公園整備に伴う起債償還分の負担金でございます。

次に、目4企画費、支出済額734万5,749円は、O Aシステムの保守委託料、システム機器のリース料などがございます。不用額146万8,251円は、サーバ・ファイアウォール、財務会計システム等保守委託、クライアントコンピューター機器賃貸借が安価に契約できたこと等によるものでございます。

9ページをお願いします。次に、目5業務管理費、支出済額56万4,764円は、施設課の業務管理費でございます。

次に、目6 会計管理費、支出済額67万6,081円は、出納室の事務費でございます。

次に、目8 職員研修費、支出済額687万5,433円は、構成市町及び組合職員の研修関連経費で、研修に係る講師謝金及び業務委託料などがございます。令和5年度修了者は、12研修に460名でございました。

次に、10ページをお願いします。項2 監査委員費、目1 監査委員費でございますが、支出済額23万7,500円は、監査委員の報酬、旅費等でございます。

次に、11ページをお願いします。款3 衛生費でございます。予算現額18億1,985万2,000円に対しまして、支出済額17億301万8,264円、不用額1億1,683万3,736円でございます。

まず、項1 保健衛生費、目1 斎場費、支出済額1億1,069万76円は、指定管理料、施設維持管理費などがございます。不用額716万4,924円につきましては、修繕工事等の入札差金などによるものがございます。

次に、目2 余熱利用施設費、支出済額8,143万5,857円は、指定管理料や修繕などの施設の維持管理費でございます。不用額13万7,143円は、修繕料の入札差金などによるものがございます。

12ページをお願いします。項2 清掃費、目1 利根グリーンセンター費、支出済額2億1,914万5,886円は、し尿等の処理に必要な薬品類の購入費、破碎機など設備の修繕費のほか、施設管理委託料等の業務委託料などがございます。不用額3,635万1,114円は、電気料金が想定よりも安価に抑えられたことや修繕の入札差金などによるものがございます。

次に、目2 小山川クリーンセンター費、支出済額12億8,325万7,231円は、職員の人件費、施設の管理、運営、維持に要する経費でございます。主なものといたしまして、焼却により生じるダイオキシン類等の有害物質除去のための環境対策用薬品類の購入費、燃料費、光熱水費、さらに施設運転管理や焼却灰運搬処理などの業務委託料などがございます。不用額7,097万8,769円は、薬品類及び修繕に係る入札差金などによるものがございます。

15ページをお願いします。目3 埋立処分地施設費、支出済額848万9,214円は、美里、栗崎、神泉の各最終処分場や一時保管所の水質検査業務委託及び除草等の管理経費でございます。不用額220万1,786円は、突発的な修繕が見込みより少なかったこと、各業務委託に係る入札差金などによるものがございます。

続きまして、款4 消防費でございます。予算現額18億9,008万8,000円に対しまして、支出済額18億6,086万9,851円、不用額2,921万8,149円でございます。

16ページをお願いします。項1 消防費、目1 常備消防費の支出済額17億6,729万1,465円は、消防職員の人件費のほか常備消防事務費でございます。

2つ目の二重丸、常備消防事務費についてご説明いたします。8 旅費は、消防学校や消防大学校、救急救命士養成所などへの通学に係るものがございます。10 需用費は、被服費や消防用ホースなどの消耗品費、光熱水費などがございます。11 役務費は、消防車両等の車検費用や保険料、消防通報

通信料などでございます。12委託料は、施設及び各設備類の管理委託料、消防無線機器等の保守点検業務委託料などでございます。

17ページに移ります。13使用料及び賃貸借料は、複合機などの事務機器、寝具、消防情報管理システムなどの使用料でございます。

18負担金補助及び交付金は、消防学校、消防大学校及び救急救命士養成所の入校に係る負担金や職員の資質養成に係る経費などでございます。

16ページになりますけれども、目1常備消防費の不用額2,876万9,535円は、物品調達や消防無線・消防緊急通信指令装置保守点検業務委託等の業務委託における入札差金などによるものでございます。

18ページをお願いします。目2消防施設費、支出済額9,357万8,386円は、庁舎施設及び車両等の消耗品費や修繕費、消防ポンプ自動車等の購入費などでございます。

次に、款5公債費、項1公債費でございますが、元金及び利子の支出済合計額は3億6,933万8,494円でございます。令和5年度末における地方債借入残高につきましては9億5,336万円となっております。

次に、款6予備費でございます。予算現額1,000万円に対しまして、予備費の充用はございませんでしたので、全額不用額でございます。

以上で第16号議案の説明を終わります。

これにて、第14号議案から第16号議案までの議案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**議長（糴田平一郎君）** 以上で議案内容の説明を終わります。

#### ○監査委員の報告

**議長（糴田平一郎君）** これより第16号議案に対する監査委員の報告を求めます。

山下監査委員。

**監査委員（山下政信君）** 決算審査のご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付されました令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について、法令の規定に準拠して作成されているか、計数的に的確であるか、予算の執行状況はどうかなどを中心に、令和6年8月7日に審査を行いました。その結果、総合して適正であると認めます。

なお、審査の詳細につきましては、意見書としてお手元に提出してございますので、ご審議の資料としてご高覧願いたいと存じます。

地方財政の極めて厳しい中、特に当組合の歳入の大部分が構成市町の負担金によって賄われてい



ることに鑑み、健全財政を基本に、広域行政進展のため、様々な創意工夫及び技術向上等に努めていることがうかがえます。

今後も、諸情勢を的確に判断しながら、より効率的な行財政運営に努め、圏域内住民の生活の向上に努力されることを期待して、監査委員の報告とさせていただきます。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） 以上で第16号議案に対する監査委員の報告を終わります。

○第14号議案に対する質疑

議長（**粂田平一郎君**） これより議案に対する質疑に入ります。

まず、第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、富田議員。

4番（**富田雅寿君**） 勉強不足ですみませんが、有機エレクトロルミネセンス式テレビジョンというのは、最近の4Kとか8K、そういう液晶テレビの後に出たテレビのことということでよろしいのでしょうか。確認です。

議長（**粂田平一郎君**） センター長。

小山川クリーンセンター長（**前川英寿君**） 富田議員のご質問にお答えいたします。

有機エレクトロルミネセンス式テレビジョンは、通称有機ELというものになります。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） 4番、富田議員。

4番（**富田雅寿君**） 有機ELというのは一般論で、一般住民に聞かれた場合、液晶テレビの後に出た高級な4K、8Kテレビのことだと答えてよろしいでしょうか。

議長（**粂田平一郎君**） センター長。

小山川クリーンセンター長（**前川英寿君**） 富田議員のご質問にお答えいたします。

液晶テレビの後に出たテレビのことで、有機ELテレビの中には、先ほど富田議員がおっしゃられた4K、8Kのテレビもございます。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） ほかにありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**粂田平一郎君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第15号議案に対する質疑

議長（**粂田平一郎君**） 次に、第15号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**粂田平一郎君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第16号議案に対する質疑

議長（**粂田平一郎君**） 次に、第16号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、富田議員。

4番（**富田雅寿君**） 新宿ふれあい公園とは、広域で管理をしている施設ということによろしいでしょうか。ご確認です。

議長（**粂田平一郎君**） 総務課長。

総務課長（**櫻井英樹君**） 富田議員のご質問にお答えいたします。

小山川クリーンセンター建設前に神川町にございました当組合清掃センターの跡地に整備された公園となります。当組合ではなく、神川町管理の公園となりますが、公園整備に伴う起債償還金及び維持管理費を神川町へ支出しております。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） ほかに質疑ありませんか。

2番、櫻沢議員。

2番（**櫻沢克幸君**） 斎場費の不用額が非常に多いということで、これはいろいろな面で工夫された結果だとは思いますが、一般住民の方から、亡くなってから火葬するまでの日数がかかるとよく聞きます。工事等もあったかと思いますが、詳細を教えてくださいと思います。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） 施設課長。

施設課長（**井出康之君**） 櫻沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、斎場費の不用額については、契約に係る入札差金によるものが主なものとなっております。

次に、工事に伴う斎場の利用制限等についてですが、令和5年度につきましては、火葬棟天井改修工事などがあり、火葬炉や拾骨室の使用時間や1日の火葬体数を10体から6体または8体に制限した期間もございました。そのため、実績といたしましては、令和4年度に比べ、火葬体数が減少しております。また、今年度につきましても工事が予定されておりますので、工事の工程により、定休日以外に施工する必要がある場合もございます。その場合、一日の火葬体数の制限を設ける可

能性もあるため、利用者の皆様方にはご不便をおかけするところではございますが、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） 2番、櫻沢議員。

2番（**櫻沢克幸君**） 私も何件か葬儀に出席しましたが、式場利用が非常に少ないように思います。コロナ以降、葬儀形式も変わったということなのですが、待合室で食事をすると施設の古さが気になる、お年寄りが非常に困るというような話を多く聞くのですが、今後どのような対策、対応を行っていくのか、分かれば教えてください。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） 施設課長。

施設課長（**井出康之君**） 櫻沢議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者と協議しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） ほかに質疑ありませんか。

7番、高橋議員。

7番（**高橋和美君**） 何点かお尋ねいたします。

まず、歳入の3ページの備考欄について、小山川クリーンセンター負担金の明許になっている650万4,000円について、説明をお願いします。

次に、歳出8ページの工事請負費が150万1,500円についてですが、照明をLEDに替える工事として2,800万円ぐらいの予算計上だったと思うのですが、繰越明許になったのか、工事が終了したのかと想定していたら、繰越明許3,156万8,000円となっているので、こちらの説明をお願いします。

次に、11ページの余熱利用施設運営費、21節補償補填及び賠償金1,141万9,265円、こちらの説明をお願いします。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） 総務課長。

総務課長（**櫻井英樹君**） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、繰越明許3,156万8,000円についてご説明させていただきます。こちらは、昨年、管理棟の外壁改修工事を行った費用の繰越しとなっております。この金額の中にはLED取替工事は、含まれておりません。

以上です。

議長（**粂田平一郎君**） 施設課長。

施設課長（**井出康之君**） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、余熱利用施設運営費、21節補償補填及び賠償金1,141万9,265円についてご説明させて

いただきます。こちらは、令和4年10月に原材料価格エネルギーコストの上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点についてという総務省からの通知において、指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられることから、当該経費の増加については各地方公共団体と指定管理者との間で契約した協定等に基づいて適切に対応すべきであるとの考え方が示されたことに伴い、電気及びガス料金の補填を行ったものでございます。

以上です。

**議長（粂田平一郎君）** 事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** 高橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、決算書3ページの衛生費負担金、明許の小山川クリーンセンター負担金650万4,000円についてご説明させていただきます。

こちらは、小山川クリーンセンターごみP L C更新工事が該当事業でございまして、繰越明許したもののうち、地方債で賄った部分以外の一般財源部分を小山川クリーンセンター費負担金として、構成市町の1市3町から負担金を頂戴して歳入しているものでございます。

以上でございます。

**議長（粂田平一郎君）** 7番、高橋議員。

**7番（高橋和美君）** さっき飯塚事務局長から説明いただきました。これ地方債以外のもの650万円ということ、これから令和6年度に負担金として入るということでよろしいでしょうか。令和5年度に入ったわけではなくて繰越しで入るといいますか。

それから、先ほど工事請負費の中で、私が繰越明許は3,156万8,000円の中でL E Dに替えるものを繰り越したのですかと聞いたときに外壁工事だというふうにおっしゃったのです。私はなぜ疑問に思ったかという、これ令和5年度の当初予算でL E Dに替えるのが2,881万2,000円だったのです。計上されていた。それが150万円しか使っていないというので、残りはどうしたのかなど。工事が終わったのか、それとも繰越しになったのか、そういう疑問があったのでお尋ねしたのですけれども、L E Dの工事については完結したということよろしいのでしょうか。

以上です。

**議長（粂田平一郎君）** 事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** 高橋議員の再質疑に私のほうからご説明いたします。

まず、1点目の明許の小山川クリーンセンター費負担金のご質疑ですけれども、こちらは4年度の予算事業から5年度に繰り越したものを歳入した分。5年度の決算認定議案ですので、5年度の一般会計歳入歳出決算書において歳入した部分が先ほどの小山川クリーンセンター費負担金でありますし、公債費のところに出てきている款9の組合債で決算をしています小山川クリーンセンターのP L C取替修繕が特定財源部分でございます。なので、6年度、今年度には一切歳入歳出はございません。

もう一つのLEDの工事につきましては、5年度に予定していた工事は全て完了しております。  
LEDの工事のご指摘はどこの予算科目のことですか。

7番(高橋和美君) 8ページの備考欄で14の工事請負費150万ぐらいしか出ていないのですけれども、これが予算のときに2,881万2,000円でLED化するのにかかった工事の費用というふうな説明を受けていたと思ったので、あまりにも金額が違うので。工事請負費がほかのものが入っているの2,800万円だったのか、LEDも一部含まれたのか、その辺が分からないのですけれども、あまりにも差額が大きいので、お尋ねいたしました。

○休憩の宣告

議長(粂田平一郎君) 暫時休憩します。

午後 4時01分 (休憩)

午後 4時06分 (開議)

○開議の宣告

議長(粂田平一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局長。

事務局長(飯塚正英君) 高橋議員のご質問にご説明を申し上げます。

令和5年度の当初予算で計上していましたが一般管理費の工事請負費ですけれども、総額で2,881万2,000円計上させていただいておりました。その工事請負費には2本ございまして、1つが照明LED化工事と組合事務所外壁等改修工事の2本でございます。高橋議員ご指摘の組合事務所2階照明LED化工事につきましては、契約額は150万1,500円でございます。2,881万2,000円のうち、150万1,500円はLED化の工事でございます、そのほか外壁の工事が繰越明許になっている3,156万8,000円でございます。

以上でございます。

議長(粂田平一郎君) 7番、高橋議員。

7番(高橋和美君) 最初の2,881万2,000円の当初予算で150万1,500円をLED化して、外壁が3,156万8,000円という繰越明許ということでしたけれども、若干の差は補正したということですか。

議長(粂田平一郎君) 事務局長。

事務局長(飯塚正英君) 高橋議員のご質問にご説明申し上げます。

不足部分については補正をしたのかというご質疑であろうかと思いますが、補正をお願いせずに、一般管理費の中の予算でもって流用を行いまして予算を確保してございます。

以上でございます。

議長（**穂田平一郎君**） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**穂田平一郎君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第14号議案ないし第16号議案の常任委員会付託省略

議長（**穂田平一郎君**） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第14号議案ないし第16号議案、以上3件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**穂田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案ないし第16号議案、以上3件につきましては委員会付託を省略することに決しました。

○第14号議案に対する討論・採決

議長（**穂田平一郎君**） 次に、第14号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**穂田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**穂田平一郎君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第15号議案に対する討論・採決

議長（**穂田平一郎君**） 次に、第15号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**穂田平一郎君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第15号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(粂田平一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第16号議案に対する討論・採決

議長(粂田平一郎君) 次に、第16号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長(粂田平一郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第16号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(粂田平一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○管理者挨拶

議長(粂田平一郎君) これにて本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ただいま管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田管理者。

管理者(吉田信解君) 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方には、令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会にご参集賜りまして、ただいまは上程申し上げました第14号議案ないし第16号議案3件の議案につきまして、いずれも慎重審議の上、ご議決、ご決定を賜りました。誠にありがとうございます。今後とも広域行政進展のため、鋭意努力してまいる所存でございますので、どうぞ変わらぬご指導をいただければと存じます。

これから実りの秋ということで、今年は非常に夏も暑かったわけでございますけれども、それぞれよい季節になることを願っております。また、議員の皆様方におかれましても、郡市の発展、また各市町の発展のために、それぞれご尽力またご指導いただければと存じます。皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(粂田平一郎君) 以上で管理者の挨拶を終わります。

○閉会の宣告

議長(粂田平一郎君) これにて令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時12分 閉会



議 長 梶 田 平 一 郎

署 名 議 員 福 島 康 弘

署 名 議 員 林 富 司

参 考 资 料

○ 議案处理状况

○ 議案審議結果一覽表

## 第 3 回 定 例 会

○ 議 案 処 理 状 況

提 出

管 理 者      3 件      議 員      な し      計      3 件

審 議 結 果

原 案 可 決      2 件      原 案 認 定      1 件      計      3 件

○ 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	上程月日	議決月日	議決状況
第14号議案	児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例	9月30日	9月30日	原案可決
第15号議案	令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	9月30日	9月30日	原案可決
第16号議案	令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について	9月30日	9月30日	原案認定